

**CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術的条件（案）に対し  
提出された意見及び本委員会の考え方**

意見	本委員会の考え方
<p>「CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術的条件」に関する報告書案は、最新の国際標準化状況を踏まえても適切な内容であると考えられ、賛同いたします。</p> <p>なお、本意見は、社団法人電波産業会の高度無線通信研究委員会 IMT Partnership 部会で承認されたものであることを付記いたします。</p> <p align="right">【社団法人電波産業会】</p>	<p>本報告書（案）を支持する御意見として承ります。</p>
<p>CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術的条件（案）につきましては、CDMA2000 系システムにおいて周波数利用効率及びデータ通信速度の向上を可能とし、増大しているトラヒックに適時に対応するものであり、当該技術を実用化導入するうえで必要となる省令等の改正につながるため、賛同いたします。</p> <p>本高度化では、既設基地局が一の端末と接続する際の電波を同時に2波ないし3波使用することができる仕組みとなっています。その特徴は、当該技術的条件（案）に明示されているとおり、基地局設備や中継装置については、設備の物理的な改修を伴わない上に電波の質に係る特性に変更が生じない点にあります。総務省における当該技術的条件（案）の制度化に際しては、上記の特徴を踏まえ、利用者の利便性を広く早期に実現できるよう、適合性確認方法等を含めた合理的な関係省令等が整備されることを希望します。</p> <p align="right">【KDDI株式会社】</p>	<p>本報告書（案）を支持する御意見として承ります。</p>
<p>技術的要件に次の項目を追加して頂きたい。</p> <p>○特定エリアにおける機能制限機能を付加する事</p> <p>携帯電話端末の利用においては現在、利用者のマナーに委ねられているところであるが、現実には全く解決に至っていない。</p> <p>どのような技術的手法を選択するかは採用する企業のポリシーなどに委ねる事で構わないが、特定のエリアにおいて例えば通話機能を制限したり、着信音等をバイブレータに切り替えたり、発光輝度を抑制するなど利用者を受け入れる空間のポリシーに併せて制限が可能となるよう機能を付加し、当該機能制限のコントロールを事業者側等へ求められるようにすべきであると考えます。</p> <p>現状の技術でその多くは十分に実現可能であり、恐らくコスト負担等の問題で対応をしていないものと考えられるが、事業者の責務として社会へ利益還元する責任は大きいものと</p>	<p>御意見につきましては、より高速・大容量な通信を実現するための CDMA 高速データ携帯無線通信システムの技術的条件（案）とは直接の関係がないものと考えます。</p> <p>なお、通話機能等の制限に関しては、義務化することについて社会的コンセンサスが得られるのか、また、その際に無線設備に課す強制規格とするか、などについて別途議論されるべきものと考えます。</p>

考えます。

また、この試みの結果を踏まえ、次期 LTE 導入に際しての技術的要件に反映できるものだと考えます。

【個人】